



# いざ海外進出!!



・・・ちょっと待った！**模倣品対策**は問題ないですか？

◆商品のネーミング・ロゴ・キャラクター ◆技術・ノウハウ・データ

◆パッケージ・商品デザイン ◆他社権利の侵害 ◆契約

## 知財についての誤解

|                                      |   |                               |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|
| 日本で権利があれば、海外でも大丈夫                    | → | 進出国で保護を受けるには、その国での権利が必要！      |
| 模倣品が出ても、現地当局が何とかしてくれるはず・・・           | → | 模倣品対策には現地で登録された知財権等が前提に！      |
| よくわからないし、相手方を信用して契約一切を任せよう           | → | 相手の提示した契約書の丸のみや、ひな形のまま使用は危険！  |
| 技術に特徴がある製品なので、製品名(商標)を権利化しても意味がない    | → | 現地の差し押さえ・費用等を考えると「商標」が有効なことも！ |
| 他者の権利侵害をしていればすぐに警告が来るはず(それから対応すればよい) | → | 事業が軌道に乗り、収益が出てから警告されるケースも！    |
| 実用新案や著作権はあまり役に立たない                   | → | 国によっては有効なケースも！                |

全てに備えることは、現実には難しい・・・  
けれど、予備知識が「ある」と「ない」とでは大違いです。  
まずは<少し知ること>から始めませんか？

ぜひお気軽にご相談ください

**TEL: 048-621-7050**

WEBからの  
お問い合わせは  
こちら↓

相談無料

秘密厳守

